

## 地域密着型サービスに係る独自報酬基準

### 1 該当サービス

小規模多機能型居宅介護

### 2 基準

次に掲げる要件を満たすものは、3に定める加算単位数とする。ただし、サービス提供が過少である場合の減算等に該当する場合は、当該独自報酬を算定することはできない。

要件（市町村が地域の実情等を勘案し設定した算定要件）

登録者でない地域の住民が気軽に事業所に立ち寄ることができる仕組みを設けること（1月に1回以上地域住民も参加する行事の開催など）。

### 3 加算単位数

1月につき200単位/人

### 4 施行日

この基準は、平成21年4月1日から施行する